

同 意 書

私は、厚木市中心市街地商店街空店舗対策事業補助金を申請するに当たり、下記各条件を遵守することについて同意した上で、申請します。交付が決定された後、これらに反した場合（天災事変その他やむを得ない場合を除く。）は、交付された改装費、家賃及び出店支援補助事業に係る補助金の全部又は一部を返還します。

- 1 営業開始日から 3 年以上、同一の場所で事業を継続すること。
- 2 土曜日及び日曜日に 1 箇月当たり 6 日以上営業すること。
- 3 正午から午後 2 時までの時間帯を含む営業時間とすること。
営業時間 =
定休日 =
- 4 営業日及び営業時間を変更する場合は、事前に市へ連絡し、承認を得ること。
- 5 店舗がある商店会に加盟し、商店街活動に参加すること。
- 6 市区町村税は、滞納しないこと。
- 7 店舗経営に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じること。
- 8 厚木市補助金等交付規則（昭和 45 年厚木市規則第 5 号）及び厚木市中心市街地商店街空店舗対策事業に関する要綱を遵守し、事業を行うこと。
- 9 店舗運営については、常に改善努力を続け、事業の繁栄に努めること。また、厚木市の出店支援店舗としての自覚を持ち、積極的に地域貢献に努めること。

年 月 日
(宛先) 厚木市長

上記項目に同意します。

住所

(法人の場合、本店所在地)

氏名

(法人の場合、法人名、代表者の役職及び氏名)